

社発第84号  
平成21年11月12日

貸借取引参加者  
代表者 殿

中部証券金融株式会社  
取締役社長 湯本 崇雄

貸借取引貸株超過にかかる特別品貸料率の適用の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は下記銘柄について貸借取引の貸株超過における特別品貸料率の適用を解除することといたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1.対象銘柄

(6134) 富士機械製造(株) 株式

(平成21年5月14日付社発第10号により通知)

2.解除日

平成21年11月13日(申込日基準)

以 上